愛南町商工会公用車「スズキ・アルト」
売却に係る条件付一般競争入札の公告

下記のとおり、愛南町商工会公用車「スズキ・アルト」の売却について、条件付一般競争入札を行いますので公告します。

令和４年１月 20 日

愛南町商工会　会長　髙橋　伸吉

記

１　入札に付する事項

(1)入札番号	３
(2)物品名	スズキ・アルト
(3)仕様等	別紙「仕様書」による
(4)最低売却価格	50,000 円（消費税及び地方消費税を除く）
(5)入札方法	郵便入札 ※詳細については、「愛南町郵便入札について」参照。
(6)入札保証金	免除 ※ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収する。
(7)契約保証金	免除

２　入札の参加資格

参加資格要件	①　愛南町商工会の会員であること。 ②　愛南町商工会の会費を完納していること。

３　売却物件の公開

(1)公開期間	令和４年２月１日（火）～令和４年２月 15 日（火）※土・日・祝日を除く。 午前９時から午後３時まで ※物品確認の際は、その予定日時を事前に連絡すること。 ※物品確認をしなくても入札に参加可能であるが、物品に関するすべての事項を了承したものとみなす。
(2)公開場所	愛南町商工会本所屋外駐車場（平城小学校グランド横）

４　入札の参加手順

(1)入札参加申込書類	入札参加申請書（様式第１号） ※下記期限までに郵送又は持参すること。
(2)入札参加申請期限	令和４年２月 15 日（火）午後５時必着
(3)入札参加確認結果通知	令和４年２月 22 日（火）郵送にて通知書送付。

	※受領確認が必要な場合は、入札件名と入札参加者の商号又は名称を記入した入札参加申請書受領書（様式第２号）を持参すること。
(4)提出先	９　その他「提出先及び問い合わせ先」参照

５　入札及び開札

(1) 提出書類	入札書（様式第３号） ※下記期限までに郵送又は持参すること。
(2)入札書提出期限	令和４年３月１日（火）午後５時必着 【郵送の場合】 ① 一般書留又は簡易書留の方法で郵送すること。 ② 表封筒・中封筒の二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きで記載、中封筒に「入札書」の表記、入札日、入札案件名および入札参加者の商号を記載の上、押印により封かんすること。 ③ 入札書が提出期限までに到達しない場合は、欠席扱いとする。 ④ 郵便入札に要する費用は、全て入札参加者の負担とする。 【持参の場合】 ① 「郵送する場合」の中封筒で提出すること。 ② 受領確認が必要な場合は、入札件名と入札参加者の商号又は名称を記入した入札書受領票（様式第４号）を持参すること。 ※詳細については、「愛南町郵便入札について」参照。
(3)提出先	９　その他「提出先及び問い合わせ先」参照
(4)開札日時	令和４年３月２日（水）午前 10 時 20 分
(5)開札場所	愛南町商工会本所　３階研修室
(6)落札者の決定	① 最低売却価格以上で最高の価格をもって応札したものを落札者とする。 ② 落札者となるべき同額の応札者が２者以上あるときは、入札執行担当者以外の職員がくじを引き、落札者を決定する。 ③ 落札者は、令和４年３月９日（水）までに契約を締結しなければならない。 ④ 契約条項は、別紙「物品売買契約書」による。 ⑤ 上記期限までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。 ⑥ 購入代金は、契約締結後に交付する納付書をもって、愛南町商工会が指定する期日までに、指定する金融機関に納入すること。
(7)留意事項	① 入札者は、「消費税及び地方消費税」に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。（税抜き金額を入札金額とする。） ① この公告に定めのない事項については、愛南町商工会事務処理規程及びその他関係法令の定めるところによる。

６　入札の無効

入札の無効となる事項	①　入札参加資格のない入札 ②　入札書の記載事項に不備がある入札 ③　入札金額を訂正した入札 ④　入札に際して不正の行為があったと認められる入札

７　所有権移転及び車両引き渡し

(1)所有権移転	①　所有者は、購入代金を納入したときに落札者に移転するものとする。 ②　危険負担は当該車両引渡し後、落札者に移転するものとする。 ③　愛南町商工会は、落札者が購入代金を納入した後、当該車両に係る譲渡説明書等の所有権の移転登録に必要な書類を落札者に交付する。 ④　落札者は、当該車両に係る所有権の移転登録を道路運送車両法第１３条に基づき申請しなければならない。なお、移転登録に要する経費は、落札者負担とする。 ⑤　落札者は、移転登録後、直ちに愛南町商工会に自動車検査証の写し又は登録事項等証明書の写しを添えて、移転登録完了報告書（様式第５号）で報告しなければならない。
(2)車両引渡し	①　当該車両の引渡しは、移転登録完了報告書の報告があった後、速やかに行うものとし、受領後は速やかに物品受領書（様式第６号）を愛南町商工会会長へ提出しなければならない。 ②　落札者は、当該車両を受領後速やかに「愛南町商工会」等の愛南町商工会が指定する表示をすべて消去し、記名消去作業等完了報告書（様式第７号）に、作業前、作業後の写真を添えて愛南町商工会会長へ提出しなければならない。なお、これらに要する経費は、落札者負担とする。

８　質疑応答

(1)質疑受付時間	令和４年２月１日（火）から令和４年２月15日（火）まで
(2)質疑受付場所	９　その他「提出先及び問い合わせ先」参照

９　その他

提出先及び問い合わせ先	〒798-4110　愛南町御荘平城2298番地１ 愛南町商工会事務局 電話番号：0895-73-0700　FAX番号：0895-73-0466 愛南町商工会HP：https://ainan.info